

# 財団法人 大阪市建築技術協会寄附行為

設立許可 昭和56年 7月 1日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人 大阪市建築技術協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7-1300号に置く。

(目的)

第3条 協会は、好ましい市民生活環境の形成と市民の利便推進を図るため、大阪市及び公共的団体（以下「大阪市等」という。）の行う建築物及びその付帯施設に係る整備事業の実施に協力するとともに、それらの施設の質的充実、適正かつ円滑な保全及び維持運営並びに建築技術の向上に必要な事業を行うことにより、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 大阪市等の委託に基づいて行う建築物及びその付帯施設に係る工事の設計、施工監理、保守・保安管理等整備充実に資する業務
- (2) 大阪市等の設置する建築物及びその付帯施設に係る建築技術の向上、普及に関する業務
- (3) 建築技術に関する資料の収集、研究、調査等の業務
- (4) 大阪市営住宅建設用地管理のために行う駐車場の経営
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初大阪市が出捐した財産
- (2) 協会設立後寄附された財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 協会の資産は、基本財産と運用財産とに区分する。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設立当初大阪市が出捐した財産
- (2) 理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 協会の資産は、理事会の定めるところにより理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に貯託し、又は国債、公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(基本財産の処分)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において理事総数及び評議員総数の3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部に限り、処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算等)

第11条 協会の収支予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定め、大阪市長（以下「市長」という。）に報告しなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（借入金）

第12条 協会は、理事会の議決を得たときは、資金を借り入れることができる。

（決算）

第13条 協会は、毎会計年度の終了とともに決算を行い、監事の監査を経て、翌年度の5月31日までに理事会の承認を受けるものとする。

2 前項の決算は、理事会の承認後、市長に報告しなければならない。

（剰余金の処分）

第14条 毎会計年度に生じた剰余金は、準備金として積み立てることができる。

2 前項の準備金は、理事会の議決を経て損失の補てんに充て、又は基本財産若しくは事業資金に繰り入れることができる。

### 第3章 役員

（役員）

第15条 協会に、次の役員を置く。

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| (1) 理事長         | 1名        |
| (2) 理事（理事長を含む。） | 5名以上10名以内 |
| (3) 監事          | 2名以内      |

2 理事長を除く理事のうち、1名を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

（役員を選任）

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を選任する。

（役員欠格）

第17条 次の各号の1に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 国会議員又は地方公共団体の議会の議員
  - (2) 物品の製造若しくは販売又は工事の請負を業とするものであって、協会と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらのものが法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有するものを含む。）
- 2 役員が前項の規定に該当することとなったときは、その職を失う。

（役員の仕事）

第18条 理事長は、協会を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の定めるところにより理事長を補佐して、業務を掌理する。
- 3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長の指名した理事が、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、協会業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

（役員の仕事）

第19条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員によって就任した役員の仕事は、前任者又は他の役員の仕事期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

（役員の仕事）

第20条 役員が次の各号の1に該当するときは、評議員会において、評議員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 役員が心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき  
(役員の報酬)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 常勤の役員の報酬は、理事会の承認を経て、理事長が定める。

#### 第4章 理事会

(設置及び構成)

第22条 協会に、理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業執行に必要な規定の制定又は改廃
- (2) 規定により理事会に付議することと定められた事項
- (3) その他理事長が理事会に付議することを必要と認めた事項

(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

2 2名以上の理事又は監事から会議の目的たる事項を示して理事会の開催の請求があったときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載し、議長及び議長が指名した出席理事1名以上が署名押印しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

(緊急の場合等の表決)

第30条 緊急の必要がある場合又は軽微な事項については、理事長は、書面による賛否を求めて理事会の議決にかえることができる。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 協会に、評議員5名以上10名以内を置く。なお、理事と同数程度以上とする。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第19条から第21条までの規定を準用する。これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第26条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において理事総数及び評議員総数の3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の帰属)

第34条 協会は、理事会及び評議員会において理事総数及び評議員総数の3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を得て、解散することができる。

2 協会が、解散したときの残余財産は、大阪市に帰属する。

第7章 雑則

(職員)

第35条 協会に職員を置き、理事長がこれを任免する。

(市長の承認事項)

第36条 協会は、第8条ただし書、第33条及び第34条の規定に該当するに至ったときは、当該事項について、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(委任)

第37条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が

定める。

附 則

この寄附行為は、主務官庁の許可のあった日（昭和56年7月1日）から施行する。

附 則

昭和57年 7月15日変更認可

附 則

昭和60年 7月20日変更認可

附 則

昭和61年 8月 5日変更認可

附 則

平成 元年 2月13日変更認可

附 則

平成 5年 4月 5日変更認可

附 則

平成 6年11月28日変更認可

附 則

平成 8年10月 7日変更認可

附 則

平成12年 6月 6日変更認可

附 則

平成18年 6月12日変更認可

附 則

平成19年 4月23日変更認可

附 則

平成20年 6月23日変更認可

附 則

平成22年 4月23日変更認可